



滋 障 福 第 9 1 号  
令和8年(2026年)1月30日

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会  
委員長 崎山 美智子 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて（諮問）

本県では全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（以下「条例」という。）を平成31年に制定し、令和元年10月から全面施行したところです。

これまでの間、障害当事者に寄り添い、その声を代弁して県の相談員につなぐ「地域アドボケーター」の配置をはじめ、障害者差別解消法を補完する相談体制を整備するなど障害のある人が相談の声を上げやすくなった一方で、差別等の事案は今なお存在しており、県民や事業者への障害の「社会モデル」や合理的配慮の更なる理解促進を図るとともに、相談の解決に向けた実効性確保のための取組も併せて推進していくことが必要です。

つきましては、今日的にどのような仕組み、施策が足りていないのかといった検討に加え、令和7年度に開催しました「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」のレガシーでもある共生社会づくりの深化にもつなげていけるよう、条例施行後3年を目途とした見直し規定を踏まえ、条例第15条第2項および付則（平成31年条例第8号）第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。